

明治42年法 第10類

宝石類、其の模造物及他類に属せざる其の製品並彫鏤品

明治42年法 商品	区分	書換表示 商品	類似群	備考
宝石類、其の模造物	14	宝玉及びその模造品	21 D 01	01
	14	宝玉の原石	06 B 01	
	20	さんご（基礎材料）	34 E 06	
金剛石	14	ダイヤモンド（原石）	06 B 01	02
	14	ダイヤモンド（原石を除く。）	21 D 01	
珊瑚	14	さんご（宝玉）	21 D 01	
	20	さんご（基礎材料）	34 E 06	
真珠	14	真珠	21 D 01	
瑪瑙	14	めのう（原石）	06 B 01	03
	14	めのう（原石を除く。）	21 D 01	
水晶	14	水晶	21 D 01	
黄玉	14	黄玉石	21 D 01	
碧玉	14	へぎ玉	21 D 01	
彫鏤品				04
宝石製の指輪	14	宝石製指輪	21 A 02	
宝玉製の灰皿	34	宝玉製灰皿	27 B 01	
宝玉製のたばこケース	34	宝玉製たばこケース	27 B 01	

01 「宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品」の書換表示も認められる。

02 「ダイヤモンド」の書換表示も認められる。

03 「めのう」の書換表示も認められる。

04 「彫鏤品」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「彫鏤品」の書換表示はできない。